

電気自動車の購入を補助します



自動車使用に伴う温室効果ガスの排出削減を図るため、電気自動車の購入に対して補助を行います。

対象自動車

- 平成30年4月1日以降に車両登録をした、リチウムイオン電池によって駆動する電動機を原動機とする、乗車定員4人以上の新車

対象者

電気自動車を自ら使用する目的で購入する個人又は法人で次の要件を満たすもの

- 補助金交付申請日、補助金交付日に個人にあつては市内に住所を、法人にあつては市内に事業所を有し、車両の使用の本拠を置くこと
- 市税を完納していること

※既に補助金を受給したことがある個人又は法人は、対象になりません。(電気自動車を増車する場合を除く。)

補助金交付条件

- 補助事業実績報告書を平成31年3月29日までに提出すること
- 補助金交付後に、省エネレポートを提出すること

補助金額

- 1台あたり10万円
(一個人または法人につき、一年度に1台) ※先着60台

処分の制限

補助対象車両は、その法定耐用年数の期間、適切な管理をお願いします。なお、法定耐用年数期間内に当該車両の処分を行う場合は、事前に市長の承認を受けることが必要です。その際は、原則として補助金(全部又は一部)の返納が条件となります。

- 自動車の法定耐用年数期間の保有義務
(軽自動車：4年、普通自動車：6年)

【申請及びお問い合わせはこちらまで】

鹿児島市 環境局 環境部 再生可能エネルギー推進課 (みなと大通り別館4階)

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1479 FAX 099-216-1292

Email: saiene@city.kagoshima.lg.jp